

令和 3 年 監督指導白書

岡崎労働基準監督署西尾支署

当署が令和 3 年中に管内事業場に対して行った監督指導結果の概要をお知らせします。会員各位におかれましては、この結果を参考にされ、適正な労務管理、安全衛生管理等を行っていただきますようお願いいたします。

定期監督等実施状況 [表 1 参照]

令和 3 年中に当署の労働基準監督官が事業場を臨検する等により監督指導を行った事業場は 170 件ありました。このうち労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令に違反が認められ是正勧告書等を交付した事業場は 95 件で、違反率は 55.9%でした。前年の違反率 66.1%に比べ 10.2%減少しました。

労働安全衛生法違反が認められ、労働災害発生の急迫した危険があるため、対象物件の使用停止命令、補修・取替え・設置等の変更命令、当該危険箇所への立入禁止命令、当該作業の停止命令などの行政処分を行ったものは 3 件ありました。

業種別違反率（10 件以上監督指導を行ったもの）

違反率を主な業種別にみると、その他の事業（派遣業等）が 76.9%と最も高く、次いで建設業が 66.7%、製造業 51.9%の順となっています。

違反内容

違反内容をみると、労働基準法関係においては、労働時間に関するものが 27 件(15.9%)、割増賃金に関するものが 19 件(11.2%)、労働条件の明示に関するものが 15 件(8.8%)、年次有給休暇の利用者による時季指定に関するものが 10 件(5.9%)でした。

労働安全衛生法関連においては、機械設備等の安全基準に関するものが 23 件(13.5%)、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関するものが 11 件(6.5%)、機械の定期自主検査に関するもの、健康診断に関するもの及び労働時間の状況の把握に関するものがそれぞれ 7 件(4.1%)でした。

業種別違反内容

違反内容を業種別にみると、製造業では、機械設備等の安全基準に関するものが 13 件(25.0%)、機械の定期自主検査に関するもの及び労働時間に関するものがそれぞれ 7 件(13.4%)でした。

建設業では、機械設備等の安全基準に関するものが 8 件(22.2%)、労働条件の明示に関するもの及び労働時間に関するものがそれぞれ 5 件(13.8%)でした。

運輸交通業では、労働時間に関するものが 5 件(55.5%)、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関するものが 2 件(22.2%)でした。

商業では、労働時間に関するものが 5 件(14.7%)、割増賃金に関するもの及び健康診断に関するものがそれぞれ 3 件(8.8%)でした。

保健衛生業では、健康診断に関するものが 3 件(21.4%)、割増賃金に関するものが 2 件(14.2%)でした。

その他の事業（派遣業等）では、割増賃金に関するものが 5 件(38.4%)、労働時間の状況の把握に関するものが 4 件(30.7%)、労働時間に関するもの及び安全衛生委員会の設置等に関するものがそれぞれ 3 件(23.0%)でした。

申告処理状況 [表 2、3 参照]

労働者が権利救済、事業場の改善などを求める申告として当署で処理した件数は 21 件で、前年に比べ 3 件の減少となりました。

業種別申告処理件数

申告処理件数を業種別にみると、製造業、建設業、派遣業がそれぞれ 4 件、一般飲食店、産業廃棄物処理業がそれぞれ 2 件でした。

申告事件の内容としては、賃金不払（定期賃金不払のほか、休業手当不払、割増賃金不払を含む）が 17 件、解雇の予告、労働条件の明示、年次有給休暇の取得がそれぞれ 2 件でした。

表 1 監督実施状況(令和3年)

	実定期 実施事業 事業場数 監督等	同違反 同違反事業 事業場数	同 同 比率 %	処 使用 分事 停止 業場 等 数
製 造 業	52	27	51.9	1
建 設 業	36	24	66.7	2
運輸交通業	9	5	55.6	0
工業的業種	97	56	57.7	3
商 業	34	16	47.1	0
保健衛生業	14	7	50	0
接客娯楽業	2	1	50	0
その他の事業 (派遣業等)	13	10	76.9	0
非工業的業種	73	39	53.4	0
合 計	170	95	55.9	3

主要な業種のみを掲載しているため、各業種の合計は、「工業的業種」、「非工業的業種」及び「合計」と必ずしも一致しない。

表 2 申告処理状況(令和3年)

	申告 申告 処理 件数	申告内容				
		賃金不払	解雇の予告	労働条件明示	年次有給休暇	金品の返還
製 造 業	4	2			2	
建 設 業	4	3	1			1
運輸交通業	1	1				
商 業	1	1				
保健・衛生業	1	1				
接客娯楽業	2	2	1			
清 掃 業	2	3				
派 遣 業	4	3	1			
そ の 他	2	1		2		
合 計	21	17	2	2	2	1

申告1件につき複数の申告内容を処理する場合があります。また、主要な申告内容のみを掲載しているため、「申告処理券数」欄と「申告内容」欄の合計は必ずしも一致しない。

表 3 申告処理状況の推移

年	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3
件数	38	19	25	21	27	30	38	62	24	21

(件)

